

第1章

「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

(子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成)

<政策>

1 生涯にわたる健康づくりの推進

2 心のかよった社会福祉の推進

3 安心して生活を支える社会保障の充実

<基本施策>

1 健康で安心した生活ができる環境の整備

2 健康な生活のための予防体制の確立

1 地域福祉の体制整備

2 次代を担う子どもの育成

3 障害がある人もない人もともに暮らせる社会の構築

4 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

1 介護保険事業の推進

2 国民健康保険事業の推進

3 生活保護世帯等の自立支援の推進

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

1-1-1 健康で安心した生活ができる環境の整備

基本施策の方針

疾病の状況に応じて適切な医療が受けられる環境を整備するために、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互の連携と機能分担の促進、救急医療体制の充実に努めます。また、難病患者等が安心して療養できるよう支援します。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

<施策>

施策1 保健・医療・福祉の連携推進

施策2 救急医療体制の充実

施策3 適切な医療の確保

施策4 難病患者等の療養支援体制の充実

<主な取り組み>

- ・保健所・保健センター・夜間休日急病診療所及び地域包括支援センター等の複合施設の整備

- ・地域リハビリテーションの推進

- ・在宅医療体制の推進

- ・救急医療機関ネットワーク・夜間休日急病診療所等による救急医療体制の充実

- ・医療機関への適正な受診の周知・啓発

- ・救命救急センターの充実

- ・市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実

- ・看護師等の安定的確保

- ・適切な医療提供のための医療機関への立入検査

- ・難病患者訪問相談の推進

- ・地域DOTS支援による結核の治癒・再発防止

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|---|------------------|----------------|-----------------------------------|
| かかりつけ医と言える医師を近所に有する市民の割合(65歳以上の市民) (施策1) | 48.3% (H28年度) | 60% | |
| 二次救急医療機関を受診した「軽症者」の割合 (施策2) | 80.9% (H29年度) | 75% | 「軽症者」＝二次救急医療機関を受診したが、入院治療とならなかった人 |
| コホート検討会での治療失敗・脱落率 (施策4) | 0.8% (H29年) | 5% | 治療支援評価の中で算出される治療失敗・脱落率(1月～12月) |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

計画事業

施策1 保健・医療・福祉の連携推進

| | | | | | |
|------|--|---|---|-----------|-----------|
| 事業名 | 地域包括ケアシステムの推進 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | 12,398 千円 |
| 担当課名 | 地域包括ケア推進課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 「地域包括ケアシステムの構築により、すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる「生き生きとしたふれあい都市・ふなばし」を実現する。」を基本理念に、住まい・予防・生活支援・介護・医療に関する施策を推進します。また、啓発冊子等を発行し、地域包括ケアシステムについての周知・啓発を図ります。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に掲げた施策の着実な実施と進捗確認 | 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に掲げた施策の着実な実施と進捗確認 | 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に掲げた施策の着実な実施と進捗確認 | | |
| 目標 | 地域包括ケアシステム推進のための施策推進 | | | | |
| | 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に掲げた施策の着実な実施と進捗確認 | 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に掲げた施策の着実な実施と進捗確認 | 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に掲げた施策の着実な実施と進捗確認 | | |

施策2 救急医療体制の充実 施策3 適切な医療の確保

| | | | | | |
|------|---|---|--|-----------|---------------|
| 事業名 | 市立医療センター運営事業 [企業会計] | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | 51,340,200 千円 |
| 担当課名 | 医療センター | 主な取り組み名称 | 救命救急センターの充実(施策2)/市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実(施策3) | | |
| 内容 | 市立医療センターが地域の中核病院としての役割を担うために、「船橋市立医療センター中期経営計画」において目標として掲げる高度急性期病院の確立、安定的な経営の確保、医療の質の向上、教育・研修等の充実を推進し、医療機能の強化と安定した経営を目指します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 安定的な経営の確保(収支のさらなる改善) 救急体制の充実 地域医療連携の強化 患者サポートセンターの充実 診療報酬改定への迅速な対応 | 安定的な経営の確保(収支のさらなる改善) 救急体制の充実 地域医療連携の強化 患者サポートセンターの充実 | 安定的な経営の確保(収支のさらなる改善) 救急体制の充実 地域医療連携の強化 患者サポートセンターの充実 診療報酬改定への迅速な対応 | | |
| 目標 | 新入院患者数 | | | | |
| | 13,740 人 | 13,940 人 | 13,980 人 | | |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

| | | | | | |
|------|---|--|---|---------------|--------------|
| 事業名 | 市立医療センター施設等整備事業 [企業会計] | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 2,230,785 千円 |
| 担当課名 | 医療センター | 主な取り組み名称 | 救命救急センターの充実(施策2)／市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実(施策3) | | |
| 内容 | 市立医療センターの医療機能の充実を図るため、建物・設備の改修、医療機器の新規購入・更新、病院情報システムの更新を計画的に行います。また、市立医療センターの老朽化等に伴う建替えに向け、関係部署との調整及び院内での検討を進めます。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | スプリンクラーポンプ等改修工事 MR室改修工事 手術支援ロボット(ダヴィンチ)導入 検体検査システム更新 放射線画像管理システム更新 | 血管造影装置(アンギオ)更新 病理検査システム更新 生理検査システム更新 | 電子カルテシステム更新 感染症カルテシステム更新 手術・ICU管理・救急システム更新 循環器動画システム更新 | | |
| 目標 | 予定しているシステム・医療機器の導入・更新完了 | | | | |
| | スプリンクラーポンプ等改修工事 | 血管造影装置(アンギオ)更新 | 電子カルテシステム更新 | | |

| | | | | | |
|------|--|----------|--|---------------|------------|
| 事業名 | 市立医療センターの建て替えに向けた検討 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 238,020 千円 |
| 担当課名 | 健康政策課 | 主な取り組み名称 | 救命救急センターの充実(施策2)／市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実(施策3) | | |
| 内容 | 昭和58年に開院した船橋市立医療センターの老朽化等に伴う建て替えに向け、基本計画を策定するなど、検討を進めます。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 「船橋市立医療センター建替基本計画」の策定 | 発注準備 ほか | 基本設計策定 実施設計着手 | | |
| 目標 | 船橋市立医療センターの建て替え | | | | |
| | 「船橋市立医療センター建替基本計画」の策定 | 発注準備等 | 基本設計の策定 | | |

その他の主要な事業

リハビリセンター管理運営事業

【地域リハビリテーションの推進(施策1)】

健康政策課

リハビリセンターでは平成26年4月より指定管理者制度を導入しており、平成26年7月からはリハビリテーション科の診療所を、平成27年4月からは訪問看護ステーションの運営を開始しました。地域リハビリテーション拠点事業として、リハビリの相談や啓発活動等を行い、医療・介護等の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力し合う地域リハビリテーションの推進を支援します。

地域リハビリテーション活動支援事業

【地域リハビリテーションの推進(施策1)】

保健所健康づくり課

地域での介護予防活動の効果を高めるため、地域住民が主体となって行う介護予防活動や、介護職員が地域で行う勉強会等に対して理学療法士等のリハビリ専門職等を派遣し、技術的支援や助言を行います。

在宅医療推進事業

【在宅医療体制の推進(施策1)】

地域包括ケア推進課

市及び医療・介護関係者で構成する任意団体「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」の活動を通じて、医療と介護の連携を進める取り組みを行います。また、医療・介護関係者の間で、患者の診療情報を一元化・共有化できるよう、情報連携基盤(ICT)の活用を進めます。さらに、保健福祉センター内にある在宅医療支援拠点ふなぼーとでは、在宅療養を希望する人への在宅医療・介護に関する相談に応じるほか、必要となる医療機関や介護サービス等を紹介するとともに、在宅医療関係者や、介護関係者等へ対しても、情報提供や相談支援等の支援を行います。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

歯科診療所管理運営事業

【その他(施策1)】

健康政策課

「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」を指定管理者制度により運営します。診療所への通院が困難な要介護高齢者については、訪問診療や訪問による摂食嚥下機能訓練を実施し、歯科口腔保健の推進を図ります。

夜間休日等診療事業

【救急医療機関ネットワーク・夜間休日急病診療所等による救急医療体制の充実(施策2)】

健康政策課

夜間は夜間休日急病診療所、休日昼間は休日当番医制度により、急病患者的の初期診療を行っています。初期診療で対応できない重症患者には医療機関の輪番制による二次救急診療事業を行うなど、救急医療の充実を図っています。また、夜間休日急病診療所では保健福祉センターへの移転に併せ、祝休日の小児科に係る診療時間を拡大しています。

【救急医療機関ネットワーク・夜間休日急病診療所等による救急医療体制の充実(施策2)】

船橋市医療公社補助金交付事業

健康政策課

夜間休日急病診療所の指定管理業務を受託している公益財団法人船橋市医療公社に対し、市の地域保健医療を安定的及び継続的に行うことを目的に補助金を交付します。

健康医療相談(ふなばし健康ダイヤル24)事業

【医療機関への適正な受診の周知・啓発(施策2)】

健康政策課

市民からの電話・FAXによる健康・医療・介護・育児・医療機関情報に関する相談に、看護師等の専門家が24時間年中無休体制で対応します。

市立リハビリテーション病院管理運営事業

【市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実(施策3)】

健康政策課

脳卒中等により身体機能に障害を生じた患者に対し、回復期の集中的なリハビリテーションを行い、後遺障害の軽減や寝たきりの防止による早期の社会復帰を促すため、市立リハビリテーション病院を指定管理者制度により運営します。

看護師確保対策事業

【看護師等の安定的確保(施策3)】

健康政策課

看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)免許を持ちながら現在働いていない方を対象に、就業の不安材料となる看護技術の研修を実施することで、市内医療機関等に就業する看護職の確保を図ります。

看護師等養成修学資金貸付事業

【看護師等の安定的確保(施策3)】

健康政策課

看護師又は准看護師を養成する学校等に在学する方のうち、将来、市内の病院その他の施設で働く意志のある方に対して修学資金を貸し付けることにより、看護学校等での修学を容易にし、市内の看護師不足解消を図ります。

医療機関立入検査事業

【適切な医療提供のための医療機関への立入検査(施策3)】

保健所保健総務課

医療法に基づき設置した医療安全支援センターで医療に関する相談への助言等及び医療機関の相談窓口担当者等に対する研修会等の開催をすとも、相談内容によっては定例の医療機関への立入検査に追加した立入検査を行い、患者やその家族にとって安全安心で適切な医療提供のため指導を行います。

難病患者訪問相談

【難病患者訪問相談の推進(施策4)】

保健所保健総務課

在宅で療養する難病患者・家族を支援するために、保健師・難病訪問相談員が家庭訪問を行います。

結核予防事業

【地域DOTS支援による結核の治癒・再発防止(施策4)】

保健所保健総務課

結核の予防及びまん延防止のため、疫学調査・健康診断・患者管理・患者服薬支援(DOTS)・結核医療・発生動向調査等の一貫した対策を行います。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

難病患者支援ネットワーク構築事業

【その他(施策4)】

保健所保健総務課

神経難病患者にとって、病状に合わせた医療・福祉サービスの確保が、安心して療養するための課題となります。保健所、神経内科医、訪問診療医、介護専門員等在宅医療を支える団体の代表者などによる定期的な意見交換会を開催し、在宅療養に関する課題を抽出し、難病患者の支援ネットワーク構築を図ります。

骨髄移植ドナー支援事業

【その他(施策4)】

保健所保健総務課

公益財団法人日本骨髄バンクへのドナー登録のため普及活動を行うとともに、多くの骨髄・末梢血幹細胞移植の実現に向け、移植を理由に休業する際の経済的な負担軽減を目的として、ドナーとその方が従事する事業所に奨励金を交付します。

1-1-2 健康な生活のための予防体制の確立

基本施策の方針

健康の保持増進を進めていくために、市民が自ら健康づくりを実践できるように、その動機づけとなる事業を充実させるとともに、各種検診・健康診査・教育・相談等のサービスを一層充実させます。
また、感染症の予防のために、正しい知識の普及を図り、迅速で正確な情報を提供します。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

<施策>

施策1 健康づくり・疾病に関する意識啓発

施策2 相談・指導体制の充実

施策3 検診・健康診査・予防接種の充実

施策4 健康危機管理の強化

<主な取り組み>

- ・乳幼児の健康・事故防止教育の推進
- ・食生活改善・食育の推進
- ・生活習慣病・感染症・歯科疾患の予防啓発の推進

- ・母子健康手帳交付時の保健指導の推進
- ・妊産婦・新生児・乳幼児等訪問の推進
- ・各種健康相談・教室の充実

- ・妊婦・乳幼児健康診査の推進
- ・歯科検診の推進
- ・各種がん検診の推進
- ・予防接種の推進

- ・食中毒予防対策の推進
- ・感染症・食中毒検査業務の充実
- ・施設等における集団感染予防の推進
- ・結核予防対策の推進
- ・健康危機対応に備えた業務継続計画(BCP)の策定

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|-----------------------------|-------------------|----------------|---|
| 運動関連事業参加者数 (施策1) | 5,620人 (H29年度) | 5,600人 | |
| 母子健康手帳発行時の保健師等の面接率 (施策2) | 100% (H29年度) | 80% | 面接率＝保健師等の面接による発行数/発行数 |
| がん検診の受診率 (施策3) | 14.8% (H29年度) | 50% | ・がん指針にもとづく、がん検診受診率の平均 ・平成28年度から受診率算出方法が変更されたことにより、平成28、29年度実績が大幅に減少している。 |
| 結核接触者健康診断の受診率 (施策4) | 92.3% (H29年度) | 98% | 受診率＝受診者/検診対象者 |

計画事業

施策1 健康づくり・疾病に関する意識啓発

| 事業名 | ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業(特別会計) | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | 6,126 千円 |
|------|---|---------------------------------|---------------------------------|-----------|----------|
| 担当課名 | 保健所健康づくり課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 高齢者の介護予防を図り、健康寿命の延伸、生活の質の向上につなげることを目的に、地域でシルバーリハビリ体操教室を開催するとともに、市民を対象としたシルバーリハビリ体操指導士養成講習を開催し、体操を指導・普及する人材を養成します。また、市民自らが体操指導士となり、体操教室の開催及び普及活動を行います。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 体操指導士の養成 市職員・体操指導士による体操教室の開催 | 体操指導士の養成 市職員・体操指導士による体操教室の開催 | 体操指導士の養成 市職員・体操指導士による体操教室の開催 | | |
| 目標 | 体操指導士数(累計) | | | | |
| | 690 人 | 870 人 | 1,050 人 | | |

| 事業名 | 公園を活用した健康づくり事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | 23,700 千円 |
|------|---|-------------------|-------------------|-----------|-----------|
| 担当課名 | 保健所地域保健課・公園緑地課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 生涯にわたる健康づくりを推進するため、身近な公園で手軽に出来る運動習慣を身につけられるよう、公園を活用した健康づくりを推進します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 公園を活用した健康づくり事業の実施 | 公園を活用した健康づくり事業の実施 | 公園を活用した健康づくり事業の実施 | | |
| 目標 | 公園を活用した健康づくり事業実施公園数(累計) | | | | |
| | 40 公園 | 54 公園 | 54 公園 | | |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

| | | | | | |
|------|---|----------|-------|---------------|-----------|
| 事業名 | 地域介護予防活動支援事業 [特別会計] | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 38,416 千円 |
| 担当課名 | 保健所健康づくり課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 市内において、体操等の介護予防活動を定期的に行う住民団体に対し、会場使用料等の経費を助成することで、地域における介護予防に資する活動を支援します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 助成の継続 | 助成の継続 | 助成の継続 | | |
| 目標 | 団体数 | | | | |
| | 380 | 団体 | 500 | 団体 | 600 団体 |

| | | | | | |
|------|--|----------|---------|---------------|-----------|
| 事業名 | 健康ポイント事業 | 新継区分 | 新規 | 計画期間中の 事業費 | 59,598 千円 |
| 担当課名 | 健康政策課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 健康づくりに無関心な方や関心があるが取り組むきっかけがない方の心身の健康づくりに取り組むきっかけづくりとなること及び継続することにより身体の変化に気づき、健康の維持増進が図られることを目的とします。また、本事業を実施することにより、健康づくりの機運が高まり、医療費等の削減効果が図られ、市民の健康寿命の推進につながることを目指します。 この事業は、日常的な生活の中での歩数や、運動したことによる身体の変化などによりポイントを獲得。市内10箇所程度に設置した専用端末から活動量計・体組成計データを送信し、ポイント数に応じ抽選で特典との交換につながる仕組みです。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 健康ポイント事業の実施 | 事業継続・検証 | 事業継続・検証 | | |
| 目標 | 健康ポイント事業の参加者 | | | | |
| | 5,000 | 人 | 9,000 | 人 | 11,000 人 |

施策2 相談・指導体制の充実

| | | | | | |
|------|--|--------------------------------|--------------------------------|---------------|----------|
| 事業名 | 居住支援事業(社会福祉協議会活動 推進事業補助金) | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 4,650 千円 |
| 担当課名 | 地域包括ケア推進課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | ひとり暮らし高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、船橋市居住支援協議会に住まいさがし等に関する相談窓口を設置し、賃貸物件情報の紹介、契約時の同行支援など、転居を希望するひとり暮らし高齢者等に対し様々な居住支援サービスを実施します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 居住支援サービスを実施する社会福祉協議会に対する運営費の補助 | 居住支援サービスを実施する社会福祉協議会に対する運営費の補助 | 居住支援サービスを実施する社会福祉協議会に対する運営費の補助 | | |
| 目標 | 物件成約件数 | | | | |
| | 12 | 件 | 15 | 件 | 18 件 |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

その他の主要な事業

母子健康教育事業

【乳幼児の健康・事故防止教育の推進(施策1)】

保健所地域保健課

安全な妊娠・出産、乳幼児の健康の保持増進、健全な育児、夫婦による子育て・家庭づくり、乳幼児期に起こりやすい病気・事故予防など育児の知識の普及や不安解消のため、母性教室(初めてママになるための教室、パパ・ママ教室)、健康講座、地区健康教育など各種母子健康教育事業を実施します。

食育推進・食生活改善事業

【食生活改善・食育の推進(施策1)】

保健所地域保健課

乳幼児期から食べることに関心をもち、市民が自分自身で健康を守り豊かな生活を営む力を育むことを目的として、食育講座などを行います。また、食関係団体等と連携し、食育の推進を図ります。地域で活動する食生活サポーターを養成し、市と協働で行う食生活改善の啓発活動をととして、地域住民の健康づくりを推進します。

成人健康教育事業

【生活習慣病・感染症・歯科疾患の予防啓発の推進(施策1)】

保健所地域保健課

生涯にわたる健康づくりについて、生活習慣病予防を始めとする正しい知識の普及や健康の保持増進を図るために糖尿病教室、健康講座、運動教室などを行います。保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等による講話や実技を行い、地域ぐるみで健康づくりができるように地域住民とも協働して支援していきます。

健やかプラン21(第2次)推進事業

【その他(施策1)】

健康政策課

本市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21(第2次)」の計画策定及び進捗管理のほか、プランを推進するため、各啓発活動、イベントの開催などを行っています。またプランの推進については市民運動推進会議と協働で推進を図ります。

母子健康手帳交付事業

【母子健康手帳交付時の保健指導の推進(施策2)】

保健所地域保健課

母子健康手帳交付時に妊娠・出産・育児などに関する制度や情報の説明をするとともに、保健師等が妊婦に面接を行い、必要に応じて訪問指導等を行うことにより、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図ります。平成29年度からは、母子健康手帳交付時に保健師等が妊婦全員に面接を行い、一人ひとりの状況にあった妊娠・出産支援プランを作成します。

母子訪問指導事業

【妊産婦・新生児・乳幼児等訪問の推進(施策2)】

保健所地域保健課

乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)として、生後60日までの乳児がいる全家庭や相談・乳幼児健診等で支援が必要とされる家庭を看護師や助産師又は保健師が訪問し、不安や悩みの傾聴、発育・発達や養育環境の把握、子育て支援情報の提供等を個々の状況に合わせて行い、不安の解消や健全な育児を促すとともに、虐待の未然防止を図ります。

母子健康相談事業

【各種健康相談・教室の充実(施策2)】

保健所地域保健課

妊産婦や母子が抱える妊娠・出産・子育てに関する不安や、心身の発達・健康に関することなどを気軽に相談できるように保健センターの窓口健康相談、4か月児健康相談等を実施します。

成人健康相談事業

【各種健康相談・教室の充実(施策2)】

保健所地域保健課

「自分の健康は自分で守る」ことを推進するために、各保健センターや公民館、自治会館等で心身の健康に関する個別相談を実施します。血圧測定や栄養・歯科相談により、健康の保持増進を図るとともに、疾病の早期発見・早期受診につなげるなど必要な支援を行います。

不妊相談センター事業

【その他(施策2)】

保健所地域保健課

不妊相談センターを平成31年度までに設置し、不妊に悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、助産師等が医学的な相談や心の悩み等について相談指導を行います。また、不妊治療の実施状況等に関する情報提供を行います。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

栄養指導事業

【その他(施策2)】

保健所地域保健課

市民の栄養改善や健康の保持・増進を目的に、特定給食施設等への指導を実施します。また、市内飲食店等の健康的な食事提供による食環境整備として健康ちば協力店推進事業を実施します。加えて市民を対象に食に関連するテーマを盛り込んだ健康づくりに役立つ公開講座の実施、食品事業者や市民に対し食品表示の指導や普及啓発、国民健康・栄養調査等を行います。

一般不妊治療費等助成事業

【その他(施策2)】

保健所地域保健課

特定不妊治療費助成事業の対象とならない、一般不妊治療等(男性不妊を含む)を受ける夫婦に対して、経済的負担の軽減を図ることで、早期受診・治療に繋げ、より安心・安全な妊娠・出産への体制を整えます。

産後ケア事業

【その他(施策2)】

保健所地域保健課

産後、家族等から十分な家事及び育児等の支援が得られない育児不安等のある母子を対象に、医療機関の空きベッドを活用するなどして、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施します。

妊婦・乳幼児健康診査事業

【妊婦・乳幼児健康診査の推進(施策3)】

保健所地域保健課

妊婦と乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、妊婦健康診査、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。また、未受診の乳幼児家庭には、訪問指導等により、健康診査の受診勧奨をするとともに、発育・発達の確認や養育環境を把握し、不安の解消と健全な育児を促します。

妊婦歯科健康診査事業

【妊婦・乳幼児健康診査の推進／歯科検診の推進(施策3)】

保健所地域保健課

妊娠中は歯科疾患が発生しやすく、歯周病菌に感染すると早産や低体重児のリスクが高まります。自らの口腔の状態を知り、歯科疾患の予防意識を高めることで、生まれてくる子供を含む家族全体の歯・口腔の健康意識の向上につながるよう妊婦歯科健康診査(口腔内審査と保健指導)を実施します。

小学校フッ化物洗口事業

【歯科検診の推進(施策3)】

保健所地域保健課・保健体育課

歯の生え変わりの時期に永久歯をむし歯から守るために、小学校全54校において希望する児童に週1回、フッ化物洗口液でブクブクうがいを行います。

成人歯科健康診査事業

【歯科検診の推進(施策3)】

保健所地域保健課

生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防支援策として、20・30・40・50・60・65・70歳の市民を対象に歯科健康診査を実施します。

HPV検査事業

【各種がん検診の推進(施策3)】

保健所健康づくり課

30代の女性の子宮頸がん検診受診者に対し、がん検診と同時にHPV検査を実施し、子宮頸がんの予防を推進します。

各種がん検診事業

【各種がん検診の推進(施策3)】

保健所健康づくり課

がん検診の実施にあたって、受診率向上と併せて精密検査受診率向上や精密検査結果把握率向上など精度管理を行い、がんによる死亡率減少を目指します。胃がん検診について、従来のエックス線検査のほか、新たに内視鏡検査も選択できるようにします。乳がん検診については、視触診を廃止し、視触診のみ実施していた30歳代に対し、超音波検査を実施します。また子宮がん検診については、体部細胞診を行う前に超音波検査を実施することとし、さらに必要な場合のみ体部細胞診を行うことで、受診者の負担軽減を図ります。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業

【予防接種の推進(施策3)】

保健所健康づくり課

高齢者を肺炎から守るため、定期予防接種に加え、65歳以上で定期接種対象外の方に対しても任意予防接種として肺炎球菌ワクチンの接種を行います。

食品衛生指導事業

【食中毒予防対策の推進(施策4)】

保健所衛生指導課

食中毒の発生等、飲食に起因する衛生上の危害を防止するため、食品営業施設に対する監視指導の徹底、収去検査の実施、食品衛生知識の普及・啓発を図ることにより、食の安心安全を守ります。

保健所検査機器整備事業

【感染症・食中毒検査業務の充実(施策4)】

保健所保健総務課

感染症・食中毒発生時に迅速に対応するため、必要な検査機器の整備及び更新を計画的に行い、検査精度の向上を図ります。

環境衛生監視指導事業

【施設等における集団感染予防の推進(施策4)】

保健所衛生指導課

「船橋市環境衛生監視計画」にもとづき、理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所など生活衛生関係営業施設へ立入検査を実施し、市民の健康被害を未然に防ぎます。

結核予防事業<再掲>

【結核予防対策の推進(施策4)】

保健所保健総務課

結核の予防及びまん延防止のため、疫学調査・健康診断・患者管理・患者服薬支援(DOTS)・結核医療・発生動向調査等の一貫した対策を行います。

【健康危機対応に備えた業務継続計画(BCP)の策定(施策4)】

新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画(BCP)の見直し

保健所保健総務課

平成26年度に策定した業務継続計画(BCP)<新型インフルエンザ等編>を必要に応じて見直しを行います。

船橋市自殺対策計画策定

【その他(施策4)】

健康政策課

自殺対策を総合的に推進するため、関係機関の代表を委員とした連絡会議を開催し、平成30年度に自殺対策計画の策定を行います。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

1-2-1 地域福祉の体制整備

基本施策の方針

市民が互いに助け合うことができる状況をつくるために、地域で支える福祉への理解と参加を促すとともに、地区社会福祉協議会の運営やたすけあいの会の立ち上げ等、地域ぐるみの活動を支援します。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

<施策>

- 施策1 福祉活動のための体制整備
- 施策2 福祉団体等の育成・支援

<主な取り組み>

- ・地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援
- ・民生児童委員協議会の支援
- ・福祉のボランティア活動をしている団体の育成・支援
- ・社会福祉協議会(地区社会福祉協議会を含む)の支援

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|---------------------|-----------------|----------------|-------------------------|
| たすけあいの会設置数 (施策1) | 44団体 (H29年度) | 50団体 | 地域住民同士で家事援助を行うボランティア団体数 |

計画事業

施策1 福祉活動のための体制整備

| 事業名 | 生活困窮者自立支援事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 436,641 千円 |
|------|---|----------|------------------|---------------|------------|
| 担当課名 | 地域福祉課 | 主な取り組み名称 | 地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援 | | |
| 内容 | 子ども、障害者、高齢者等だれもが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」を設置し、福祉サービスのコーディネート・福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ります。また、生活困窮者が自立して暮らすことができるように「さーくる」で自立相談支援を行い、個々が抱える課題を分析し、ニーズに応じた支援が行われるように個人に応じた自立支援計画を作成します。この計画にもとづき、行政と地域が連携し、就労準備支援や就労訓練、住居確保給付金の支給、家計相談支援を実施し、生活困窮者の自立を支援します。平成30年度からは、住居確保給付金に関する相談を「さーくる」で一体的に行うことでサービス向上を図ります。 また、貧困の連鎖防止を目的とした生活困窮世帯等の中学生への学習支援を実施します。平成30年度からは、学習支援事業に参加して高校等へ進学した生徒を対象に、進学後の近況確認や相談を実施し、高校生の中退防止を図ります。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 自立支援の継続 住居確保給付金に関する相談の一体的実施 学習支援事業の拡大(高校生への中退防止) | 自立支援の継続 | 自立支援の継続 | | |
| 目標 | 自立相談支援相談者数 | | | | |
| | 3,500 人 | 3,500 人 | 3,500 人 | | |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

| | | | | | |
|------|---|----------------------------|----------------------------|---------------|------------|
| 事業名 | 生活支援コーディネーター配置事業 [特別会計] | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 136,569 千円 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | 主な取り組み名称 | 地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援 | | |
| 内容 | 高齢者の生活支援サービス等の充実に向け、地域での生活支援の担い手となるボランティア等を養成・発掘し、さらにそのネットワーク化を行うことで、地域における生活支援体制を構築します。 【具体的な活動内容】 ①地区内における生活支援サービス(食事づくり・買い物・掃除・ゴミ出し・傾聴話し相手)の活動状況の把握と、その地区におけるニーズの把握。 ②地区内で生活支援サービスの不足があれば、サービスを提供する団体の立ち上げ支援を行い、担い手となるボランティアの発掘・育成を行う。 ③地区内で生活支援サービスのニーズに関する相談を地域住民や地域の諸団体などから受けた場合、それに合致する適切なサービスへつなぐことができるような体制づくりをする。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 生活支援コーディネーター配置地区数の拡大(全地区配置) | 生活支援コーディネーターを活用した地域支援事業の推進 | 生活支援コーディネーターを活用した地域支援事業の推進 | | |
| 目標 | 生活支援コーディネーター配置済み地区数 | | | | |
| | 24 地区 | 24 地区 | 24 地区 | | |

| | | | | | |
|------|--|---|---|---------------|-----------|
| 事業名 | 地域福祉計画推進事業 | 新継区分 | 新規 | 計画期間中の 事業費 | 19,663 千円 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | 主な取り組み名称 | 地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援 | | |
| 内容 | 第3次地域福祉計画(平成27～32年度)を推進するため、外部委員で組織する「地域福祉計画推進委員会」を開催します。また、第4次地域福祉計画(平成33～38年度(予定))策定にあたっては、社会福祉法改正により、地域福祉計画が福祉分野の「上位計画」として位置付けられたことから、新たに定めることが義務化された「高齢者・障害者・児童等の福祉に関する共通事項」の他、各福祉計画の狭間の課題等を抽出・検討し、次期計画に盛り込む必要があります。そのため、平成31年度は、計画策定のための調査及び計画策定等の業務を委託します(2か年)。また、外部委員で組織する「地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けた協議等を行います。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 第3次地域福祉計画推進委員会の開催(3回) 次期計画策定に向けた地域福祉計画推進本部(庁内会議)の設置 | 調査及び計画策定等の業務委託(2か年) 第4次地域福祉計画策定委員会の設置 ほか | 第4次地域福祉計画(案)の策定 パブリックコメントの実施 住民説明会の開催 議会の議決 広報特集号の作成 ほか | | |
| 目標 | 地域福祉計画推進・策定委員会開催回数 | | | | |
| | 3 回 | 7 回 | 4 回 | | |

その他の主要な事業

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援補助事業【地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援(施策1)】

地域福祉課

船橋市社会福祉協議会が実施する避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業に要する費用の一部を補助し、日頃からの見守り活動を通じて顔の見える関係を築くことで、災害時の救援・支援体制の構築を推進します。

助け合い活動普及支援事業

【地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援(施策1)】

地域福祉課

日常生活のちょっとした困りごとへの手助けや、家事援助を地域住民同士の手で行う「助け合い活動」が市内に普及するように、「助け合い活動立ち上げマニュアル」の配布、地域に出向いての相談、助言、情報提供や出前講座の実施など啓発活動を行います。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

民生児童委員協議会補助事業

【民生児童委員協議会の支援(施策2)】

地域福祉課

民生委員法にもとづき自主的な活動拠点として設置され、市内24地区に分かれて地域福祉活動を行う民生児童委員協議会や、各地区民生児童委員協議会会長の研修会参加に対して助成を行い、地域社会の福祉増進活動を支援します。

地域福祉活動助成事業

【福祉のボランティア活動をしている団体の育成・支援(施策2)】

地域福祉課

船橋市福祉基金の運用から生じる運用益等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉活動に要する費用の一部を助成することにより、地域福祉の推進を図り、共助社会の構築を目指します。

地区社会福祉協議会活動促進事業

【社会福祉協議会(地区社会福祉協議会を含む)の支援(施策2)】

地域福祉課

地区社会福祉協議会が行う「ミニデイサービス事業」、「ふれあい・いきいきサロン事業」、「子育てサロン事業」、「ボランティア育成事業」、「地域福祉まつり事業」のほか、地域における住民相互のふれあい・交流を目的としたイベントなど地区のニーズに合った事業に対し補助を行い、地区社会福祉協議会のさらなる活性化を図ります。

小学生への福祉読本配布事業補助事業

【社会福祉協議会(地区社会福祉協議会を含む)の支援(施策2)】

地域福祉課

小学生のうちから福祉に対する理解を深め、地域福祉の理解促進とボランティア活動への促進を図るため、主に小学4年生を対象に、幅広い分野の福祉をわかりやすく学ぶための福祉読本を配布する事業の経費を、社会福祉協議会に対して助成します。

1-2-2

次代を担う子どもの育成

基本施策の方針

子育てに関する不安感・負担感を解消するため、相談体制の充実や関係機関の連携による専門的な支援、地域のネットワークづくり等を推進します。また、保育所の待機児童の増加に対応するため、定員の拡大等に努めるとともに、多様な保育サービスの充実を図ります。さらに、早い段階から個々の発達に応じた適切な支援を行うために、相談機関や療育機関の拡充に努めます。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

<施策>

施策1 子育て支援サービスの充実

施策2 児童の保護、健全育成

施策3 保育の充実

施策4 療育支援の充実

施策5 ひとり親家庭への支援

<主な取り組み>

- ・子育て支援ネットワークの構築
- ・子育て支援コーディネーターによる相談・情報提供

- ・児童ホームでの多世代間交流機会の充実
- ・児童ホームの整備
- ・家庭児童相談の推進

- ・待機児童対策の推進
- ・保育所耐震化対策の推進
- ・一時保育事業の推進

- ・巡回相談の推進
- ・療育施設の拡充

- ・相談機能の充実
- ・就業支援の推進

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|------------------------------|------------------------|----------------|--------|
| 児童ホーム利用者数 (施策2) | 916,996人 (H29年度) | 901,000人 | |
| 保育所入所待機児童数 (施策3) | 市基準 379人 (H29年度) | 0人 | 4月1日現在 |
| | 国基準 81人 (H29年度) | 0人 | |
| こども発達相談センターにおける相談件数 (施策4) | 9,757件 (H29年度) | 10,000件 | |

計画事業

施策2 児童の保護、健全育成

| 事業名 | 放課後ルーム整備事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | - 千円 |
|------|--|------------------------------|------------------------------|---------------|------|
| 担当課名 | 地域子育て支援課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 保護者が就労等している小学生の健全な育成を図るため、市立小学校全54校に放課後の遊びと生活の場となる放課後ルームを開設しています(分割運営を含め97施設)。地域によって待機児童が発生している状況のため、学校ごとの児童推計や放課後子供教室の利用状況等を勘案し、必要に応じて増設等整備を行います。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 市場・二和放課後ルーム増設 (仮称)塚田第二放課後ルーム建設 (1年目) | (仮称)塚田第二放課後ルーム建設 (2年目) ほか | (仮称)塚田第二放課後ルーム建設 (3年目) ほか | | |
| 目標 | 放課後ルームの整備数 | | | | |
| | 2 施設 | 需要状況により整備数を検討 | | 需要状況により整備数を検討 | |

施策3 保育の充実

| 事業名 | 認可保育所整備促進事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | - 千円 |
|------|---|---------------|---------------|---------------|------|
| 担当課名 | 子ども政策課 | 主な取り組み名称 | 待機児童対策の推進 | | |
| 内容 | 待機児童の多い鉄道沿線や市街地形成区域等を重点化して、認可保育所整備を進め、待機児童の早期解消に努めます。また、新設整備だけでなく、老朽施設の建替えや大規模修繕を支援します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 施設整備に要する経費の補助 | 施設整備に要する経費の補助 | 施設整備に要する経費の補助 | | |
| 目標 | 認可保育所の定員増加数 | | | | |
| | 695 人 | 需給状況により整備数を検討 | | 需給状況により整備数を検討 | |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

| | | | | | |
|----------------|--|---|---|---------------|------|
| 事業名 | 地域型保育事業等推進事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | - 千円 |
| 担当課名 | 子ども政策課・保育認定課 | 主な取り組み名称 | 待機児童対策の推進 | | |
| 内容 | 待機児童の大半が1～2歳の子供であることを踏まえ、認可保育所の整備促進のほか、小規模保育事業など満3歳未満の子供を対象とする地域型保育事業についても推進を図ります。また、市が定める一定の基準を満たした認可外保育施設を「認証保育所」として認証し、保育環境の維持・向上を図ります。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 小規模保育施設整備に要する経費の補助 小規模保育事業所の連携経費に要する費用の補助 認証保育所運営費の補助 | 小規模保育施設整備に要する経費の補助 小規模保育事業所の連携経費に要する費用の補助 認証保育所運営費の補助 | 小規模保育施設整備に要する経費の補助 小規模保育事業所の連携経費に要する費用の補助 認証保育所運営費の補助 | | |
| | 目標 | | | | |
| 小規模保育事業所の定員増加数 | | | | | |
| 38 人 | | 需給状況により整備数を検討 | | 需給状況により整備数を検討 | |

| | | | | | |
|------|--|-------------------|-------------------|------------------|------|
| 事業名 | 認定こども園移行支援事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | - 千円 |
| 担当課名 | 子ども政策課 | 主な取り組み名称 | 待機児童対策の推進 | | |
| 内容 | 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況等によらず地域の子供がともに通える施設であり、待機児童対策においても重要な役割を担うことを踏まえ、幼稚園からの移行支援に取り組みます。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 幼稚園から認定こども園への移行支援 | 幼稚園から認定こども園への移行支援 | 幼稚園から認定こども園への移行支援 | | |
| 目標 | 幼稚園から認定こども園への移行数(累計) | | | | |
| | 1 施設 | 幼稚園の意向や需給状況により検討 | | 幼稚園の意向や需給状況により検討 | |

| | | | | | |
|---------------------|---|---|---|-----------|------------|
| 事業名 | 保育士確保事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | 196,047 千円 |
| 担当課名 | 保育認定課 | 主な取り組み名称 | 待機児童対策の推進 | | |
| 内容 | 待機児童解消のためには、保育所等の整備による保育の量の拡大に加え、それを支える保育士の確保が不可欠であることから、保育士養成施設の新規卒業者の確保や、保育士の資格を持ちながら現在保育士として働いていない方の再就職支援、現役保育士の就業継続支援を推進し、新たな人材確保を行うとともに、専門性の向上を図ります。また、保育士試験合格後市内の保育所等に勤務する方に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する制度を実施します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 就職継続支援事業の実施 保育士養成修学資金貸付の実施 保育士資格取得費用に対する補助の実施 | 就職継続支援事業の実施 保育士養成修学資金貸付の実施 保育士資格取得費用に対する補助の実施 | 就職継続支援事業の実施 保育士養成修学資金貸付の実施 保育士資格取得費用に対する補助の実施 | | |
| | 目標 | | | | |
| 保育士修学資金の貸付を新たに受ける人数 | | | | | |
| 65 人 | | 70 人 | | 70 人 | |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

その他の主要な事業

地域子育て支援拠点事業

【子育て支援ネットワークの構築(施策1)】

地域子育て支援課

子育て支援センター、児童ホームを地域子育て支援拠点とし、子育て支援を行います。子育て支援センターは、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、適切な子育て支援サービスが行き届くよう必要なアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会や子どもの遊びの場を提供します。また、児童ホームは、保護者が「子育てが楽しい」と感じることができ、安心して子供を遊ばせることができる場を提供するとともに、親子のつどいや親子教室などを開催し、孤独な子育てとにならないよう交流、友達づくりを促進します。

子育て支援コーディネーター事業

【子育て支援コーディネーターによる相談・情報提供(施策1)】

地域子育て支援課

保育士などの資格を持つ職員が、子育て中の家庭を支援するために、子育てに関するアドバイスや情報提供を行い、必要に応じて専門機関への紹介をします。また、定期的に児童ホーム、公民館等へ訪問する地域連携事業や、来所・電話・メールによる相談業務のほか、自宅等への出張相談も行います。

子ども医療費助成事業

【その他(施策1)】

児童家庭課

子育て世帯にかかる経済的な負担軽減のため、中学校3年生までの保険診療自己負担金を助成し、安心して子育てができる環境を整えます。

児童ホーム運営事業

【児童ホームでの多世代間交流機会の充実(施策2)】

地域子育て支援課

乳幼児親子や小学生等を対象に、様々な教室等を開催し、子育て支援や児童健全育成の充実を図ります。また、中高生の自主的な活動を支援し、地域社会との関わりを持てる子供を育成するため、中高生の居場所として利用しやすい環境づくりに努めます。

児童ホーム整備事業

【児童ホームの整備(施策2)】

地域子育て支援課

乳幼児親子や小学生等の自由な遊び場を提供するとともに、子育て支援や児童健全育成の充実を図るため、平成30年10月に坪井地区に児童ホームを整備しました。また、二和地区においては国家公務員宿舎跡地での整備に向けて、検討を進めます。

家庭児童相談室運営事業

【家庭児童相談の推進(施策2)】

家庭福祉課家庭児童相談室

育児やしつけなど家庭における子育てに関する様々な相談や、関係機関と連携し、児童虐待の防止・早期発見の対応に努めます。児童虐待ケースは増加傾向にあり、職員の専門性をより高めるため、千葉県(児童相談所)へ職員を派遣し相談機能の強化を図ります。

児童相談所調査事業

【その他(施策2)】

家庭福祉課

児童相談所の設置に向けて、場所の選定や体制のあり方について検討していきます。また、千葉県(児童相談所)へ職員を計画的に派遣し、児童相談所の運営上の課題等の把握及び必要な専門性の習得を図ります。

私立保育園等AED設置事業

【その他(施策2)】

健康政策課

既に設置済の公立保育園に加え、私立の認可保育所・幼稚園・認定こども園にもAEDを設置し、子供の命を救える環境を整えます。

ボール遊びができる公園整備事業

【その他(施策2)】

公園緑地課

子ども未来会議室で中学生から提案のあった「ボール遊びができる公園をつくり、スポーツがより盛んなまちへ」の実現に向けた試行を、平成28年度より5つの公園で開始しました。今後は、身近に公園でボール遊びができるよう、利用実態に応じたルールづくりを検討していきます。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

放課後子供教室推進事業

【その他(施策2)】

保育総務課

放課後や夏休み等の子供の安心・安全な活動場所を確保するため、市立小学校全54校に放課後子供教室を開設しています。心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や交流活動を支援します。

認証保育所・認可外保育施設通園児補助事業

【待機児童対策の推進(施策3)】

保育認定課

保育料の負担軽減を図るため、認証保育所及び認可外保育施設通園児の保護者へ補助金を支給します。

一時預かり事業

【一時保育事業の推進(施策3)】

保育認定課

保護者が、仕事や通院、入院などで保育できない場合や、育児の負担を解消するためにリフレッシュしたい場合に、保育園・認定こども園で一時的に子供を預かります。

幼稚園における一時預かり事業

【一時保育事業の推進(施策3)】

保育認定課

幼稚園の在園児を、通園する幼稚園にて教育時間を超えて一時的に預かります。幼稚園における預かりの推進により、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。また、在園児以外の子供についても、保護者が保育できない場合や、リフレッシュしたい場合に、一時的な預かりを行います。

病児・病後児保育事業

【その他(施策3)】

保育認定課

市内の病院・保育所に付設された専用スペースにおいて、看護師等が病児・病後児を一時的に保育し、子育て中の保護者の就労を支援します。また、保育所等で体調不良となった児童について、保護者の代わりに病児保育施設の職員(看護師等)がタクシーで迎えに行き診療所等で受診後、病児保育施設内で預かりを行う送迎対応付病児保育事業を市内1施設にて実施します。

親・子世帯近居同居支援事業

【その他(施策3)】

住宅政策課

離れて暮らす親世帯・子世帯が近居・同居するために係る初期費用の一部を助成し、安心して住み続けられるよう居住環境の向上を図ります。

こども発達相談センター運営事業

【巡回相談の推進(施策4)】

療育支援課

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が子供の発達相談に応じます。また、市内の保育所・幼稚園等の職員への巡回相談を行うことにより、指導力の向上を図ります。

ひとり親家庭等就業支援事業

【就業支援の推進(施策5)】

児童家庭課

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、個々の状況に合わせた就業を支援します。より良い条件の職への就業につなげるため、就業支援講習会等の開催や資格・技能習得を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関との連携により、就職・転職に関する支援を推進します。また、ひとり親家庭の親及び子供の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の一部を助成します。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

1-2-3 障害がある人もない人もともに暮らせる社会の構築

基本施策の方針

障害のある人が生活の質を向上させ、地域で安心して生き生きと暮らせる環境をつくるため、関係機関と連携し、就労環境・生活環境の改善や社会参加を促進するとともに、市民への啓発を図ります。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

| ＜施策＞ | ＜主な取り組み＞ |
|-----------------------|---|
| 施策1 障害への理解の浸透と地域交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・啓発広報活動の推進 ・スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進 |
| 施策2 支援と自立の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制の構築 ・地域移行の推進 ・経済的自立の支援 ・雇用・就業機会の拡大 ・障害のある人に対する保健・医療施策の推進 |
| 施策3 生活環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉施設等の運営管理による生活環境の充実 ・民間障害福祉施設等の指導・整備 ・住宅バリアフリー化の推進 ・公共公益施設のバリアフリー化等の普及啓発 |

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|---|-------------------|----------------|---|
| 身体障害者福祉センターにおける事業の参加者数 (施策1) | 6,722人 (H29年度) | 7,000人 | |
| 障害者就業・生活支援センターにおいて就労支援を受ける人数 (施策2) | 644人 (H29年度) | 542人 | 就職訓練及び職場定着に向けた支援を受ける人数 |
| グループホーム・ケアホームに入居し自立した生活をしている人数 (施策2) | 376人 (H29年度) | 362人 | グループホーム・ケアホーム支給決定者数(平成24～26年度:10月時点、平成27年～32年度:3月時点) 平成26年度よりケアホームはグループホームに一元化 |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

計画事業

施策1 障害への理解の浸透と地域交流の促進

| | | | | | |
|------|--|------------------------------------|------------------------------------|-----------|----------|
| 事業名 | 障害者スポーツ推進事業 | 新継区分 | 新規 | 計画期間中の事業費 | 9,190 千円 |
| 担当課名 | 生涯スポーツ課 | 主な取り組み名称 | スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進 | | |
| 内容 | 障害者スポーツの振興を図るため、「障害者スポーツ推進協議会」を開催し、パラスポーツの講演会や体験会を開催します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 職員向け、市船生徒向けパラアスリート講演会や体験会の開催 | ボッチャやシッティングバレーのゴールボールの体験会の開催、普及、啓発 | ボッチャやシッティングバレーのゴールボールの体験会の開催、普及、啓発 | | |
| 目標 | 初級障害者スポーツ指導員の育成 | | | | |
| | 2 人 | 指導員の育成 | 指導員の育成 | | |

施策2 支援と自立の促進

| | | | | | |
|------|--|---------------------------------|---------------------------------|-----------|-----------|
| 事業名 | 障害者グループホームスプリンクラー整備補助事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | 31,200 千円 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | 主な取り組み名称 | 地域移行の推進 | | |
| 内容 | 火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する障害者グループホームについて、入居者の安全を確保するため、賃貸で新規にグループホームを開設する場合のスプリンクラー設置費に対して補助し、グループホームの整備を促進します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 賃貸で新規に開設するグループホームへのスプリンクラー設置費補助 | 賃貸で新規に開設するグループホームへのスプリンクラー設置費補助 | 賃貸で新規に開設するグループホームへのスプリンクラー設置費補助 | | |
| 目標 | 整備費を補助する障害者グループホームの件数 | | | | |
| | 2 件 | 4 件 | 4 件 | | |

その他の主要な事業

障害者週間啓発事業

【啓発広報活動の推進(施策1)】

障害福祉課

障害者福祉についての市民の関心と理解を深めるとともに、障害者が社会参加する意欲を高めるために、障害者週間(12月3日～9日)を記念して各種行事を開催します。

ヘルプマーク配布事業

【啓発広報活動の推進(施策1)】

障害福祉課

外見では分かりづらい障害がある方などが、援助や配慮を得やすくなるためのツールの一つとして、ヘルプマークを作成し、希望される方に配布します。

身体障害者福祉センター管理運営事業

【スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進(施策1)】

障害福祉課

障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動推進のため、身体障害者福祉センターにてアーチェリー教室や書道・工芸等の文化教室を開催します。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

障害者差別解消支援地域協議会運営事業

【その他(施策1)】

障害福祉課

船橋市自立支援協議会に、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例の共有や意見交換などを通して、障害者差別の解消に取り組むと共に、市民への障害者に対する理解を促進します。

基幹相談支援センター事業

【生活支援体制の構築(施策2)】

障害福祉課

障害の種別を問わず、障害のある人やその家族を対象とした相談支援を行っている「ふらっと船橋」が、基幹相談支援センターとして、障害者等の相談や情報提供、助言を行います。また、緊急時や困難ケースの障害者等のサービス等利用計画を作成し、市内各所にある相談支援事業者との連絡調整や、関係機関の連携の支援を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担います。

障害者虐待防止センター事業

【生活支援体制の構築(施策2)】

障害福祉課

障害者の権利擁護体制の強化を図るため、障害者虐待防止センターにて、障害者虐待を発見した方の通報受付、虐待に関する相談、啓発活動等を行います。

グループホーム等支援事業

【地域移行の推進(施策2)】

障害福祉課

地域の中にある生活援助体制を備えたグループホームの運営の安定を図るために、整備費・運営費を補助し、障害のある人の地域移行を促進します。また、グループホーム及び生活ホームの入居者の家賃を補助することで、障害のある人の経済的な負担を軽減します。

障害者医療費給付・助成事業

【経済的自立の支援／障害のある人に対する保健・医療施策の推進(施策2)】

障害福祉課

障害のある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療(更生医療)費の給付、重度心身障害者医療費の助成、精神障害者入院医療費の助成などを行います。

障害者就労支援事業

【雇用・就業機会の拡大(施策2)】

障害福祉課

県の委託により、障害のある人の就業支援を行っている「障害者就業・生活支援センター」に対し、就労支援員加配のための補助を行います。また、障害福祉施設及び一般企業等の職員を対象に障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を開催し、障害者の一般就労について、より一層の促進に努めます。

障害者優先調達方針推進事業

【雇用・就業機会の拡大(施策2)】

障害福祉課

障害者優先調達方針にもとづき、障害者就労施設等からの役務・物品等の調達を推進します。

【障害福祉施設等の運営管理による生活環境の充実／民間障害福祉施設等の指導・整備(施策3)】

生活介護事業所運営費補助事業

障害福祉課

重度身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、手厚い介護が実施できるよう法定基準を超えて配置する職員分の人件費補助を行います。

障害福祉人材確保事業

【民間障害福祉施設等の指導・整備(施策3)】

障害福祉課

障害福祉サービスを安定的に供給するため、介護職員合同就職説明会を実施し、市内の障害福祉サービス職員の就業促進を図ります。また、EPA(経済連携協定)を締結しているフィリピン・インドネシア・ベトナムより介護福祉士候補者を受け入れる施設へ費用助成を行うことなどにより、障害福祉人材確保対策を推進します。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

障害者住宅整備資金貸付・助成事業

【住宅バリアフリー化の推進(施策3)】

障害福祉課

障害のある人が生活しやすくするため、浴室、便所、居室などを補修・増改築・改造する場合に、必要資金の貸付や助成を行います。

公共交通機関利便性確保の推進

【公共公益施設のバリアフリー化等の普及啓発(施策3)】

道路計画課

公共交通機関の旅客施設などについて、事業者が施設の整備を行う際には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」にもとづく移動円滑化基準や、「千葉県福祉のまちづくり条例」など各種法令遵守を呼びかけ、バリアフリー化を推進します。

1-2-4

健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

基本施策の方針

高齢者が生き生きとした活力のある社会を創造していくために、多様な社会参加と生きがいづくりの機会を提供するほか、自助・共助・公助の連携による支援体制を確立し、介護予防と地域リハビリテーションを推進するとともに、ニーズに応じた支援サービスを提供します。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

<施策>

施策1 高齢者の生きがいの創造

施策2 在宅福祉の充実

施策3 介護サービスの充実

<主な取り組み>

- ・地域活動の支援
- ・就労機会の拡大

- ・ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援
- ・家族介護者への支援
- ・地域包括支援センターの体制の充実

- ・介護サービス事業者情報の提供
- ・介護予防事業の推進
- ・地域密着型サービスの推進

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|-------------------------------------|------------------|----------------|---------|
| 65歳以上で要介護・要支援認定を受けている高齢者の率 (施策3) | 16.8% (H29年度) | 16.7% | 10月1日現在 |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

計画事業

施策2 在宅福祉の充実

| | | | | | |
|------|---|---|--|---------------|--------------|
| 事業名 | 地域包括支援センター運営事業 [特別会計] | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 1,031,507 千円 |
| 担当課名 | 包括支援課 | 主な取り組み名称 | 地域包括支援センターの体制の充実 | | |
| 内容 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、包括的な支援を行うため、地域包括支援センターの機能の強化を図ります。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | ①前原②塚田③二和・八木が谷の3箇所について公募を行い、受託法人を選定する | ①～③の開設 設置されている在宅介護支援センターの廃止(八木が谷在宅介護支援センターは存続) | 次期介護保険事業計画の策定過程において、新たな地域包括支援センターの整備方針について検討する | | |
| 目標 | 地域包括支援センターの設置数 | | | | |
| | 10箇所(直営5箇所・委託5箇所) | 13箇所(直営5箇所・委託8箇所) | 13箇所(直営5箇所・委託8箇所) | | |

| | | | | | |
|------|---|----------|----------|---------------|-----------|
| 事業名 | ふれあい収集事業 | 新継区分 | 新規 | 計画期間中の 事業費 | 15,017 千円 |
| 担当課名 | 資源循環課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 高齢者や障害者のうち、ご自身でごみ出しをすることが困難な方に対し、玄関先までごみ収集に伺う「ふれあい収集」を、平成30年10月から市内全域を対象として本格実施します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | ふれあい収集の本格実施(10月～) | ふれあい収集実施 | ふれあい収集実施 | | |
| 目標 | ふれあい収集事業の対象世帯数 | | | | |
| | 240 世帯 | 360 世帯 | 480 世帯 | | |

施策3 介護サービスの充実

| | | | | | |
|------|--|---|---|---------------|-----------|
| 事業名 | 認知症総合支援事業[特別会計] | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 26,198 千円 |
| 担当課名 | 包括支援課 | 主な取り組み名称 | 介護予防事業の推進 | | |
| 内容 | 直営の地域包括支援センターに、医師や保健師等の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置します。認知症専門の医師の指導の下、チーム員が認知症が疑われる人や認知症の人又はその家族を訪問し、認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期の支援体制を構築します。また、市民参加型の徘徊模擬訓練等の実施、認知症カフェ等の開催支援により、認知症対策の推進を図ります。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 認知症初期集中支援チームの運用 市民参加型徘徊模擬訓練の実施 認知症カフェ開催支援 | 認知症初期集中支援チームの運用 市民参加型徘徊模擬訓練の実施 認知症カフェ開催支援 | 認知症初期集中支援チームの運用 市民参加型徘徊模擬訓練の実施 認知症カフェ開催支援 | | |
| 目標 | 認知症初期集中支援チームの対象圏域数 | | | | |
| | 5圏域(市内全域) | 5圏域(市内全域) | 5圏域(市内全域) | | |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

| | | | | | |
|------|---|---------------------------------|---------------------------------|-----------|----------|
| 事業名 | ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業(特別会計)＜再掲＞ | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | 6,126 千円 |
| 担当課名 | 保健所健康づくり課 | 主な取り組み名称 | 介護予防事業の推進 | | |
| 内容 | 高齢者の介護予防を図り、健康寿命の延伸、生活の質の向上につなげることを目的に、地域でシルバーリハビリ体操教室を開催するとともに、市民を対象としたシルバーリハビリ体操指導士養成講習を開催し、体操を指導・普及する人材を養成します。また、市民自らが体操指導士となり、体操教室の開催及び普及活動を行います。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 体操指導士の養成 市職員・体操指導士による体操教室の開催 | 体操指導士の養成 市職員・体操指導士による体操教室の開催 | 体操指導士の養成 市職員・体操指導士による体操教室の開催 | | |
| 目標 | 体操指導士数(累計) | | | | |
| | 690 人 | 870 人 | 1,050 人 | | |

| | | | | | |
|------|--|---|---------------------------|-----------|------|
| 事業名 | 特別養護老人ホーム整備促進事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | - 千円 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加傾向にある中で、施設介護の需要も高まると見込まれます。重度の要介護者や入所の必要性が高い高齢者が施設入所できるよう、施設整備を促進します。また、特別養護老人ホーム併設のショートステイ床を整備し、家族介護者の身体的・精神的負担軽減を図ります。 (32年度末時点での整備済予定数:広域型特別養護老人ホーム2,476床、併設ショートステイ居室450床) | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 事業者による整備 (特養80床+ショートステイ10床) | 開設 (特養80床+ショートステイ10床) 事業者による整備 (特養290床+ショートステイ60床) | 開設 (特養290床+ショートステイ60床) | | |
| 目標 | 特別養護老人ホーム整備床数 | | | | |
| | 80 床 | 290 床 | | | |

| | | | | | |
|------|--|---|---|-----------|-----------|
| 事業名 | 介護人材確保対策事業 | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の事業費 | 16,828 千円 |
| 担当課名 | 介護保険課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 介護サービスを安定的に供給するため、介護職員合同就職説明会等を実施し、市内の介護職員の就業促進を図ります。また、EPA(経済連携協定)を締結しているフィリピン・インドネシア・ベトナムより介護福祉士候補者を受け入れる施設へ費用助成を行うことなどにより、介護人材確保対策を推進します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 市主催の合同就職説明会の開催 EPA介護福祉士候補者受入れに係る費用補助 | 市主催の合同就職説明会の開催 EPA介護福祉士候補者受入れに係る費用補助 | 市主催の合同就職説明会の開催 EPA介護福祉士候補者受入れに係る費用補助 | | |
| 目標 | 合同就職説明会の開催と、EPAに係る費用補助を実施する | | | | |
| | 説明会開催2回 補助件数5件(9人) | 説明会開催2回 補助件数9件(18人) | 説明会開催2回 補助件数12件(24人) | | |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

その他の主要な事業

生きがい福祉事業団支援事業

【就労機会の拡大(施策1)】

高齢者福祉課

船橋市生きがい福祉事業団は、高齢者等が長年培った経験や技能等を生かして働くことができる機会を提供し、社会参加を促すことなどを目的に本市が出資して設立された公益財団法人です。高齢者の就業機会の拡大を促進し、社会参加を通じて高齢者の健康や生きがいづくりを図るため、今後も事業団の活動を支援します。

高齢者買い物支援事業

【ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援(施策2)】

高齢者福祉課

宅配業務を行っている業者の情報(宅配品目・宅配エリア・注文方法等)が掲載されたマップを配布・周知していくことで、商店が近くにないなどの理由で買い物が高齢者を支援します。

認知症訪問支援サービス事業

【家族介護者への支援(施策2)】

介護保険課

認知症高齢者の在宅生活を支援するため、法定の訪問介護とは別に、市独自の給付として、認知症訪問支援サービスを実施します。介護保険の訪問介護では対象外の「不穩の解消」、「搜索等」、「介護者不在時等の見守り」、「外出時の同行支援」をサービスの対象とすることにより、認知症高齢者の在宅生活の継続と家族の負担軽減を図ります。

在宅介護支援センター運営事業

【地域包括支援センターの体制の充実(施策2)】

包括支援課

地域包括支援センターと協働して個別支援を行い、地域における身近な相談窓口の役割を果たします。また、高齢者がいつまでも在宅で生活できるよう地域の関係者が集まって行う「地域ケア会議」の運営主体として、具体的な支援策の検討や、地域の社会基盤整備、ネットワークづくりを行います。

自立支援型介護予防ケアマネジメントの促進

【地域包括支援センターの体制の充実(施策2)】

包括支援課

地域包括支援センター等で行う介護予防ケアマネジメントにおいて、リハビリテーション専門職を活用し、市民の健康力を引き出し、自立支援につながるようケアマネジャーの介護予防ケアマネジメント力の向上及びサービス提供事業者の資質向上を図る体制を構築します。

住宅改修支援事業

【その他(施策2)】

住宅政策課

高齢になっても自宅に長く住み続けられるように、要介護認定を受けていない方が持ち家を改修し、介護予防に配慮された住環境にする場合、住宅のバリアフリー改修費用等の一部を助成します。また、安心して暮らせる環境づくりを支援するため、分譲マンション共用部分等のバリアフリー化等の一部を助成します。

介護サービス事業所情報提供事業

【介護サービス事業者情報の提供(施策3)】

介護保険課

市ホームページにおいて、本市や近隣市をサービス提供エリアとする事業者の情報を提供する「介護事業者情報検索システム」を運用します。また、市民が介護保険制度の理解を深め、介護保険サービスを適正に利用できるよう、「介護保険・高齢者福祉ガイド」やミニパンフレット「介護保険のてびき」などの印刷物を配布します。

看護小規模多機能型居宅介護事業所整備促進事業

【地域密着型サービスの推進(施策3)】

高齢者福祉課

高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、看護サービスと介護サービスを組み合わせ、より利用者ニーズに対応したサービスを提供できるよう、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に取り組めます。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

市職員向け認知症サポーター養成事業

【その他(施策3)】

包括支援課

高齢者の増加を見据え、全ての公共施設で認知症の人や家族に適切な対応ができるよう、全ての市職員が「認知症サポーター養成講座」を受講します。

小学生・中学生向け認知症サポーター養成事業

【その他(施策3)】

包括支援課

できる限り早い段階から認知症を知り、理解を深めるため、全ての市立小学校と希望のあった中学校で「認知症サポーター養成講座」を実施します。

介護職員初任者研修等費用助成事業

【その他(施策3)】

介護保険課

介護職員初任者研修及び実務者研修受講に係る費用の一部を助成することで、市内における介護職員の就業促進及び資質の向上を図り、今後見込まれる大幅な後期高齢者の増加に対応することにより、介護サービスの安定供給を推進します。

一般介護予防事業評価事業

【その他(施策3)】

保健所健康づくり課

一般介護予防事業を効果的、効率的に実施するため、実施状況の把握、及び評価を行います。JAGES(日本老年学的評価研究)調査システムを活用し、24地区コミュニティ別に調査票による調査結果を基に、地区分析を行います。

1-3-1

介護保険事業の推進

基本施策の方針

介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送れるように、個々の尊厳を守るとともに、個々の状況を尊重しながら、要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体の質的・量的充実を図ります。また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、医療と介護の両サービスを必要とする高齢者の増加など、要介護高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険制度を適正に運営します。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

<施策>

施策1 財政の安定・健全化

施策2 適正な認定・給付の充実

<主な取り組み>

- ・介護保険事業の安定的運営
- ・介護保険料賦課徴収の適切な実施

- ・介護(介護予防)サービス費の適正な給付
- ・適正な要介護認定

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|-------------------------|-------------------|----------------|---------------------|
| 第1号被保険者の保険料収納率 (施策1) | 97.85% (H29年度) | 98% | 収納率=決算額/調定額 |
| 保険給付費執行率 (施策2) | 92.12% (H29年度) | 98% | 執行率=決算額/介護保険給付費予算現額 |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

その他の主要な事業

介護保険事業の安定的運営

【介護保険事業の安定的運営(施策1)】

介護保険課

介護保険事業の安定的な運営のため、サービス費を適切に見込み、3か年を1期とする介護保険事業計画を策定します。

介護保険料の収入確保事業

【介護保険料賦課徴収の適切な実施(施策1)】

介護保険課

介護保険料収入を確保するため、早期に滞納整理に着手し、適正に介護保険料を徴収します。

介護給付等費用適正化事業

【介護(介護予防)サービス費の適正な給付(施策2)】

介護保険課

利用者の介護保険制度に対する理解を深めると同時に、サービス提供事業者による不正請求を抑制するために、介護保険サービス利用者に対して、利用したサービス内容や自己負担した金額などを記載した給付費通知を年4回送付します。また、事業者等に給付実績の確認を行うとともに、介護支援専門員の資質の向上を図るためにケアプランの点検を行うなど、適正な給付を行います。

要介護認定適正化事業

【適正な要介護認定(施策2)】

介護保険課

介護認定審査会委員を対象に、要介護認定適正化のための研修を隔年で実施します。併せて、県で行う研修の受講を促し、公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識や技能の習得を図り、要介護認定の適正化を推進します。また、市内事業所等に委託している認定調査の結果について、職員による認定調査状況チェックを引き続き実施します。

1-3-2

国民健康保険事業の推進

基本施策の方針

国民健康保険の制度改正を円滑に進め、早期に定着するよう、適切で十分な情報を発信するとともに、引き続き、健全な国民健康保険事業を運営します。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

<施策>

<主な取り組み>

施策1 国民健康保険の健全な運営

- ・財政運営の安定化
- ・国民健康保険料の収納率向上対策の強化

施策2 医療費適正化の推進

- ・レセプト点検の強化
- ・適正受診や医療費適正化の啓発
- ・ジェネリック医薬品の推奨

施策3 保健事業の充実

- ・特定健康診査の受診勧奨
- ・特定保健指導の推進

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|---------------------|-------------------|----------------|--------------|
| 国民健康保険料収納率 (施策1) | 90.27% (H29年度) | 93% | 収納率=収納済額/調定額 |
| 特定健康診査の受診率 (施策3) | 48.3% (H29年度) | 60% | 受診率=受診者/対象者 |

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

計画事業

施策3 保健事業の充実

| | | | | | |
|------|--|---------------|---------------|---------------|------------|
| 事業名 | 人間ドック費用助成事業 [特別会計] | 新継区分 | 継続 | 計画期間中の 事業費 | 296,114 千円 |
| 担当課名 | 保健所健康づくり課 | 主な取り組み名称 | その他 | | |
| 内容 | 疾病の予防、早期発見及び早期治療の推進を図るため、船橋市国民健康保険の被保険者で40歳以上の方及び千葉県後期高齢者医療保険に加入し本市に住民票のある方が、医療機関などで人間ドックを受診した場合に、その費用の一部を助成します。 | | | | |
| | H30 | H31 | H32 | | |
| | 人間ドック費用助成事業継続 | 人間ドック費用助成事業継続 | 人間ドック費用助成事業継続 | | |
| 目標 | 人間ドック費用助成率 | | | | |
| | 5.0 | % | 5.1 | % | 5.2 |

その他の主要な事業

国民健康保険課窓口業務委託事業

【財政運営の安定化(施策1)】

国民健康保険課

定型的な業務である窓口一次受付、電話受付を委託化していますが、待ち時間の短縮、事務効率の向上を図るため、窓口一次受付の範囲を後期高齢者医療制度に拡大する等、委託の範囲の見直しを検討します。

国民健康保険料収納対策事業

【財政運営の安定化／国民健康保険料の収納率向上対策の強化(施策1)】

国民健康保険課

国民健康保険のサービスを安定的に提供するために、加入手続き時における窓口での積極的な口座振替勧奨を行います。また、うっかりした納付忘れに対する電話催告や、平日納付相談に来庁できない方に対する夜間休日相談会等きめ細やかな対応を行い、滞納段階に応じた収納対策を講じることにより、事業の健全な運営を図っていきます。

医療費の適正化事業

【レセプト点検の強化／適正受診や医療費適正化の啓発／ジェネリック医薬品の推奨(施策2)】

国民健康保険課

医療費の適正化のため、全レセプト(診療報酬明細書)の点検実施や、柔道整復師の施術に係る適正受診の調査、被保険者証の更新通知の際に同封する国保のてびき等を通じて、医療費が増え続けている現状・適正受診・医療費節約などについて啓発を行います。また、ジェネリック医薬品に変えた場合の効果額をお知らせするために、ジェネリック医薬品差額通知を発送します。さらに、被保険者証更新などの際にジェネリック医薬品希望カードを同封し、ジェネリック医薬品を推奨します。

慢性腎臓病・糖尿病重症化予防対策事業

【適正受診や医療費適正化の啓発(施策2)】

保健所健康づくり課

特定健康診査項目の血清クレアチニン値や血糖値および尿検査の結果から、腎機能が低下傾向にある対象者および血糖値が高い対象者を抽出。家庭訪問等により、医療への受診勧奨や生活習慣改善の保健指導を医療機関と連携し行います。

特定健康診査事業

【特定健康診査の受診勧奨(施策3)】

保健所健康づくり課

国民健康保険加入の40歳～74歳の人を対象に、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を実施します。受診勧奨や広報活動に力を入れ受診率向上を目指します。

特定保健指導事業

【特定保健指導の推進(施策3)】

保健所健康づくり課

特定健康診査の受診結果から生活習慣病予防のため保健指導が必要と判断された人に、運動や食生活を中心とした生活習慣の改善を目指す保健指導を実施します。

1-3-3 生活保護世帯等の自立支援の推進

基本施策の方針

生活保護世帯の自立のために、ケースワーカーの相談・指導体制を充実させ、適切な対応を図るとともに、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して福祉、健康、住居等の相談支援を行います。

基本施策を構成する施策と主な取り組み

＜施策＞

施策1 生活保護世帯等の自立支援の推進

＜主な取り組み＞

- ・巡回訪問による生活相談・指導
- ・自立・就労の支援

後期基本計画における参考指標

| 指標名(関連施策) | 現状値 | 目標値 (H32年度) | 備考 |
|--------------------------|-----------------|----------------|----------------------|
| 就労支援事業による経済的自立率 (施策1) | 1.3% (H29年度) | 10% | 自立率=自立できた人/就労支援事業対象者 |

その他の主要な事業

ホームレス対策推進事業

【巡回訪問による生活相談・指導(施策1)】

地域福祉課

ホームレス総合相談窓口及び巡回相談において、ホームレス一人ひとりの状況に応じて自立に向けた働きかけを行います。相談の中でホームレスの生活実態などを把握し、状況に応じた自立支援策を検討します。

自立支援事業

【自立・就労の支援(施策1)】

生活支援課

自立阻害要因がある人に対し、自立支援相談員が面接や訪問等を通じて必要な支援を行い、自立の助長を図ります。

就労支援事業

【自立・就労の支援(施策1)】

生活支援課

働く能力のある生活保護受給者に対し、キャリアカウンセラーやキャリアコンサルタント等に業務を委託し、就職実現に必要な支援を行い、自立助長を図ります。